

合同チームの大会参加について

合同チームの関東予選、高校総体予選、県定時制通信制大会、新人大会、県選手権大会の参加を次のように認める。ただし、県代表になることはできない。(表彰の対象にはする)

- I 時 期 平成 19 年度高校総体予選（県定時制通信制大会）から
- II 条 件 ①1 校の部員が 5 人以下の学校同士であること。
②お互いの学校長が認めていること。
- III 注意事項 ①申込は各学校で申込書を作り、校長印をもらい、一緒にして申し込む。(再編統合校の場合と同じ)
②大会参加料は 1 校分とする。
③ユニフォームは統一されたものを使用する。(どちらかの学校のもので可)
④学校名は合同チームとわかるように当該校の学校名を使用する。
(例、合同新城向工) 再編統合校と区別できるよう合同をつける。
⑤引率責任者は各学校の教職員をつける。
⑥監督・選手・マネージャーのエントリー数は単独チームと同一とする。
⑦ひとつの合同チームは 6 人以上になるまで何校でも可とする。
⑧学校毎に登録をする。(協会・高体連)
⑨地区予選のある大会においては、1 校のエントリーが最も多い地区の予選に参加する。エントリー数が同数の場合は、監督の地区予選に参加する。また、エントリーの追加は予選参加地区が変わるような人数の追加は認めない。
⑩男女の混合は認めない。
⑪全日制・定時制・通信制の合同も認める。ただし、県高校総体に参加した定時制・通信制は県定時制通信制大会に参加できない。また、県定時制通信制大会に全日制は合同で参加できない。
⑫合同練習を行って大会に参加することを前提とする。
- IV 確認事項 ①合同チームが代表権を得るところまで勝ち上がった場合→決定戦を行う。
○関東大会 ベスト 8 以内に勝ち上がった場合→ベスト 16 のチームで決定戦
地元開催 10 代表でベスト 16 になった場合→合同チーム以外で代表決定戦
○高校総体 次点順位のチームが県代表 (代表決定リーグで完全リーグ)
○定通大会 次点のチームが県代表
○春高予選 3 位のチームが県代表 (3 位決定戦)
②合同チームがシード権を獲得した場合
○次大会も同一学校での合同⇒シード権有
次大会単独または他の学校との合同⇒シード権無
③合同チームで申込をした後に、1 校が 6 人以上になった場合、申込後は単独への変更は認めない。また、1 校 6 人以上となるエントリー追加は認めない。ただし、関東予選、総体予選に限り 6 人以上になる新入生のエントリー追加は認める。
④地区代表決定数に関しては合同チームを 1 チームとしてカウントする。
⑤合同チームで申し込んだ後、他の学校の生徒を追加することは認めない。

※その他、問題が出てきた場合は今後検討し、緊急を要する場合は部長判断とする。

平成 19 年 4 月 1 日 施行
令和 2 年 3 月 23 日 改正